

松江市告示第 370 号

松江市経営支援給付金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 5 月 22 日

松江市長 松 浦 正 敬

松江市経営支援給付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に深刻な影響を被っている松江市内の小規模事業者及び飲食業を営む中小事業者に対して、事業の継続を支援するため、予算の範囲内で松江市経営支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号)に掲げる業種のうち、常時使用する従業員数が 20 人以下(別表に掲げる業種にあつては 5 人以下)の事業者をいう。
- (2) 飲食業 日本標準産業分類大分類 M-宿泊業、飲食サービス業のうち、中分類 76-飲食店及び中分類 77-持ち帰り・配達飲食サービス業に該当する業種をいう。
- (3) 中小事業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する中小企業者に該当する事業者をいう。

(交付対象者)

第 3 条 給付金の交付の対象となる事業者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、令和 2 年度松江市宿泊事業者等緊急支援給付金の給付を受ける者を除く。

- (1) 市内に主たる事務所若しくは事業所を有する小規模事業者又は飲食業を営む中小事業者であること。
- (2) 国の持続化給付金（以下「持続化給付金」という。）の給付が決定した事業者又は令和 2 年 1 月から 3 月までの間に創業した事業者のうち、4 月から 12 月までの間のいずれかの月

の売上高が創業月から3月までの間の月平均売上高に比して50パーセント以上減少している事業者であること。

- (3) 給付金の受領後も事業活動を継続する意欲があること。
- (4) 令和元年12月以前の納期限に係る市税を滞納していないこと。
- (5) 松江市暴力団排除条例（平成25年松江市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としな

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、給付金の趣旨から交付対象者とするのが適切でないと市長が認める者  
(給付金の額等)

第4条 給付金の額は、1事業者当たり10万円とする。ただし、給付金の交付の申請時において松江市内に複数の営業所又は店舗を有する事業者は、10万円を加算し、20万円とする。

2 給付金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年2月26日までに、経営支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、郵送により市長に提出しなければならない。

- (1) 松江市内で事業を営んでいることが分かる書類（営業許可証、登記事項証明書、確定申告書、開業届出書等の写し）
- (2) 持続化給付金の給付通知書の写し
- (3) 令和2年1月から3月までの間に創業した事業者にあつては、売上明細書兼誓約書（様式第2号）
- (4) 松江市内に複数の営業所又は店舗を有し、20万円の給付金の交付を申請しようとする場合は、複数の営業所又は店舗を有していることを証明できる書類
- (5) 振込先金融機関口座を確認する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 規則第 12 条に規定する実績報告書は、前項第 2 号の持続化給付金の給付通知書の写し又は前項第 3 号の売上明細兼誓約書の提出により、その提出があったものとみなす。

(給付金の交付決定及び確定)

第 6 条 市長は、給付金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、給付金の交付の可否を決定するとともに、その額を確定し、経営支援給付金交付決定兼確定通知書（様式第 3 号）又は経営支援給付金不交付決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

(給付金の給付)

第 7 条 市長は、前条の規定により給付金の額を確定したときは、給付金を交付するものとする。

(交付決定及び確定の取消し等)

第 8 条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により給付金の交付を申請したときは、給付金の交付決定及び確定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により、給付金の交付決定及び確定を取り消した場合において、既に給付金が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、経営支援給付金返還命令書（様式第 5 号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡等の禁止)

第 9 条 第 6 条の規定による通知を受けた者は、給付金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(着手届及び完了届)

第 10 条 規則第 11 条の規定による着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 2 年 5 月 22 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

日本標準産業分類上の分類
大分類G－情報通信業のうち
中分類38－放送業
中分類39－情報サービス業
中分類41－映像・音声・文字情報制作業のうち
小分類411－映像情報制作・配給業
小分類412－音声情報制作業
小分類415－広告制作業
小分類416－映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
大分類I－卸売業、小売業
大分類K－不動産業、物品賃貸業のうち
中分類69－不動産取引業のうち
小分類693－駐車場業
中分類70－物品賃貸業
大分類L－学術研究、専門・技術サービス業
大分類M－宿泊業、飲食サービス業のうち
中分類75－宿泊業
大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち
中分類78－洗濯・理容・美容・浴場業
中分類79－その他の生活関連サービス業のうち
小分類790－管理、補助的経済活動を行う事業所（79その他の生活関連サービス業）
小分類792－家事サービス業
小分類793－衣服裁縫修理業
小分類794－物品預り業
小分類795－火葬・墓地管理業
小分類796－冠婚葬祭業
小分類799－他に分類されない生活関連サービス業
中分類80－娯楽業
大分類O－教育、学習支援業
大分類P－医療、福祉
大分類Q－複合サービス業
大分類R－サービス業（他に分類されないもの）